

知的かけはし

弁護士法人 クレオ国際法律特許事務所

編集発行人 弁護士 西脇 恋史

〒103-0014 東京都中央区日本橋蛎殻町1-39-5 水天宮北辰ビル9階

TEL 表 03-6821-9510

法務部 03-6821-9520

商標部 03-6821-9540

FAX 共通 03-6821-9550



2022・4・10

不競法(営業秘密開示) ▽名古屋地裁▽

技術情報の漏えい巡り無罪判決

鉄鋼メーカー「愛知製鋼」の技術に関する営業秘密を漏らしたとして元幹部の2人が不正競争防止法違反(営業秘密開示)の罪に問われた裁判で、名古屋地方裁判所は、元幹部らに対し無罪を言い渡した。

元幹部の2人は、高感度磁気センサーの製造に必要な装置に関する技術情報をホワイトボードに示すなどして、取引先の電子部品メーカー側に漏らしたとして、不正競争防止法違反の罪に問われた。

判決では「情報は抽象化、一般化されすぎていて、ありふれた方法を選択して単に組み合わせたものにとどまる。容易に思いつくもので営業秘密を開示したとはいえない」と判断した。

弁護側は「機械メーカーなら当然持っている技術。競争上優位な地位を占めるような価値もなかった」として営業秘密に当たらないと訴えていた。

令和3年度知財侵害物品の差止状況 ▽財務省▽

「鬼滅の刃」の模倣品が前年比10倍増

財務省は全国の税関が2021年に知的財産権の侵害を理由に輸入を差し止めた偽ブランド品などの数が前年比39.1%増の81万9411点だったと発表した。

差止件数は28,270件で、前年と比べて6.7%減少したものの、2年連続で28,000件を超え、高水準で推移している。

差し止められた品物の中では、人気アニメ「鬼滅の刃」の根強い人気を背景に、関連の玩具や文房具などの模倣品が約10倍に増加したほか、東京五輪・パラリンピック関連の模倣品も大幅に増加した。

発送元を地域別にみると、中国が全体の77.4%を占めて一番多く、2005年以降トップが続いている。

いる。次いでベトナムが10.7%、フィリピンが3.9%。

品目別では、高級ブランドなどの衣類が同60.8%増の10万8684点で最も多く、次いでイヤホンなどの電気製品が同62.0%増の10万4848点だった。

偽ブランド品などの取り締りについては、事業としての輸入だけでなく個人での輸入も規制対象とする商標法等の改正案が4月1日に施行された。個人の使用目的で輸入する場合でも知的財産侵害品として、税関において差し止めが可能となるなど、規制が強化されている。

婦人靴の「ルブタン」 ▽東京地裁▽

赤い靴底は一般的なデザイン

フランスの婦人靴ブランド「クリスチャン ルブタン」が日本の靴メーカー「エイゾー(EIZO)」などを運営するエイゾーコレクションを不正競争防止法違反で訴えた裁判で、東京地裁は、ルブタン側の請求を棄却した。

争点となったのは、赤い靴底(レッドソール)のパンプス。ルブタン側は、ルブタンの定番といえるレッドソールのパンプスに類似した商品を製造販売したと主張し、エイゾーコレクション側は、「ファッション関係においては国内外を問わず古くから採用されている色」などと反論していた。

判決では、「ルブタンのレッドソールと、ゴム製のエイゾーの赤い靴底とでは、光沢や質感の点で与える印象が異なる」などと指摘。また、「ファッション関係においては国内外を問わず古くから採用されている色であり、一般的なデザインとなっている」などと、ルブタン側の主張を認めず、不正競争には該当しないと判断した。



ルブタンの商品 (出典: 東京地裁判決別紙(令和4年3月11日))

解説

進歩性の判断 予測できない顕著な効果
知的財産高等裁判所 令和2年(行ケ)
第10071号 審決取消請求事件
令和4年2月2日判決言渡

第1 事案の概要

被告は、発明の名称を「1回当たり100~200単位のPTHが週1回投与されることを特徴とする、PTH含有骨粗鬆症治療／予防剤」とする発明に係る特許第6150846号（本件特許）の特許権者である。原告が本件特許に特許無効審判を請求したところ（無効2018-800080号）、特許庁は「特許第6150846号の特許請求の範囲を訂正請求書に添付された訂正特許請求の範囲とのおり、訂正後の請求項2について訂正することを認める。特許第6150846号の請求項1及び2に係る発明についての審判請求は成り立たない。」との審決（本件審決）をし、原告が本件審決の取消しを求めて本件訴えを提起した。

主たる争点は、進歩性欠如の有無（相違点1及び2の容易想到性）で、本判決は、本件発明の進歩性を認めた審決を取り消した。

ここでは、本判決における進歩性判断にあたっての本件発明特有の効果に関する部分のみを紹介する。

第2 判決

- 1 特許庁が無効2018-800080号事件について令和2年4月30日にした審決を取り消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

第3 理由**発明の効果について****予測できない顕著な効果について**

発明の効果が予測できない顕著なものであるかについては、当該発明の特許要件判断の基準日当時、当該発明の構成が奏するものとして当業者が予測することのできなかったもののか否か、当該構成から当業者が予測することのできた範囲の効果を超える顕著なものであるか否かという観点から検討する必要がある（最高裁判所平成30年（行ヒ）第69号令和元年8月27日第三小法廷判決・集民262号51頁参照）。

もっとも、当該発明の構成のみから、予測できない顕著な効果が認められるか否かを判断することは困難であるから、当該発明の構成に近い構成を有するものとして選択された引用発明の奏する効果や技術水準において達成されていた同種の効果を参考することは許されると解される。なお、予測できない顕著な効果の立証責任は特許権者にあるから、当該発明の構成から奏する効果が不明であるからといって、直ちに予測できない顕著な効果があるとすることはできない。

前示のとおり、相違点1及び2の構成は容易想到であるが、これに対し、被告は、本件発明が、①増悪椎体骨折抑制効果は新規椎体骨折抑制効果よりも低いと予測されるところ、本件発明の構成では新規椎体骨折抑制効果と同等以上に増悪椎体骨折抑制効果が高いこと（効果①）、②本件発明の構成による増悪椎体骨折の相対リスク減少率（RRR）が連日投与のフルテオの同RRRと比較して予想外に高いこと（効果②）、③増悪椎体骨折抑制効果がPTH連日投与から想定されるBMD増加率から予測できないか、又は本件発明の構成から想定されるBMD増加率から予測されるものよりも高いこと（効果③）を当業者が予測をすることができない顕著な効果である旨主張するから、その主張する各効果が認められるか否かを検討する。

効果①について

本件基準日において、治療効果を表す指標として相対リスク減少率（RRR）が、有益性を示す指標として絶対リスク減少率（ARR）とNNTが知られており、RRRだけでは、臨牀上のわずかな差が大きな数字に置き換えられてしまうことがあるので、治療効果を正しく判断するためには、RRR

のみでなく、ARRやNNTをみる必要があることが技術常識であったといえる。

そして、本件明細書【表20】及び【表34】にも、それぞれ、増悪椎体骨折発生率又は新規椎体骨折発生率に関し、「投与72週後の被験薬投与群の骨折発生率と対照薬投与群の骨折発生率の差（%）」（ARRに相当）が記載されているところである。

……このように、【表20】で示される増悪椎体骨折の絶対リスク減少率の値と、甲57文献および甲98文献で示される増悪椎体骨折の絶対リスク減少率の値が似通ったものであり、【表34】で示される新規椎体骨折の絶対リスク減少率の値と甲57文献で示される新規椎体骨折の絶対リスク減少率の値が似通ったものであることを併せ鑑みると、【表20】及び【表34】から、PTH200単位週1回投与群のプラセボ投与群に対する新規椎体骨折の相対リスク減少率が79%と、同増悪椎体骨折の相対リスク減少率が83%と算定されるからといって、単純に、本件発明における増悪椎体骨折抑制効果が新規椎体骨折抑制効果と同等又はそれ以上であるとは即断できるものではなく、さらに、本件明細書全体をみても、本件発明における増悪椎体骨折抑制効果が新規椎体骨折抑制効果と同等又はそれ以上であるとする記載はなく、それを説明する作用機序についての技術的説明等もない。

そうすると、増悪椎体骨折について、予測できない顕著な効果として効果①を認めるることはできない。

効果②について**増悪椎体骨折抑制の点について**

前記のとおり、甲57文献又は甲98文献に記載されたPTH連日投与のフルテオ（テリパラチド）の相対リスク減少率との対比により本件発明の予想外の顕著な効果を裏付けることはできない。

……以上のとおりであるから、増悪椎体骨折について、予測できない顕著な効果として効果②を認めるることはできない。

効果③について

「PTHの連日投与から想定されるBMD增加率に対する骨折相対リスクと対比して、BMD增加率が低くてもより低い骨折相対リスクが得られるとの効果が生ずるとして、これを本件発明の予測できない顕著な効果とする」被告の主張は、本件訴訟における原告の主張に対抗して、本件明細書とは異なる文献に記載された試験の結果と本件明細書の記載を被告が独自に組み合わせて予測したものであり、当然ながら、本件明細書には、PTHの連日投与から想定されるBMD增加率と骨折相対リスクとの関係を記載した部分は見当たらず、上記主張は、明細書に記載されていない効果を主張するものであって失当というほかない。

小括

以上のとおりであるから、相違点1及び2に係る本件発明1及び2の構成を想到することは容易と認められ、本件発明1及び2の効果も当業者において予測できない顕著なものとは認められないから、結局、相違点1及び2は当業者が容易に想到し得たものというべきであり、相違点1及び相違点2が容易に想到できないと認定した本件審決の判断には誤りがある。

第4 考察

特許審査基準では「引用発明と比較した有利な効果は、進歩性が肯定される方向に働く要素である。このような効果が明細書、特許請求の範囲又は図面の記載から明確に把握される場合は、審査官は、進歩性が肯定される方向に働く事情として、これを参考する。」とされている。本判決では、特許権者が主張した顕著な効果について検討、判断が行われている。

実務の参考になるところがあると思われる所以紹介した。
以上

「マルチマルチクレーム」 4月1日以降の出願から制限

■特許庁■

特許法施行規則及び実用新案法施行規則の一部を改正する省令（令和4年2月25日経済産業省令10号）が公布され、令和4年4月1日に施行された。

これにより、本年4月1日以降に特許庁へ提出される特許出願、実用新案登録出願において、マルチマルチクレームが認められなくなつたので、注意が必要だ。

＜マルチマルチクレームとは？＞

日本の特許出願で準備する書類で特許請求する発明を記載する欄である「特許請求の範囲」を米国ではclaim（クレーム）という。そして、日本の特許出願での請求項1、請求項2、…は、米国では、それぞれ、claim1（クレーム1）、claim2（クレーム2）、…、と記載される。

そして、先行している複数の請求項に従属する形式の請求項（claim（クレーム））を、米国では、multiple dependent claim（多數項従属クレーム）と呼んでいる。

本年4月1日以降の日本国特許出願において記載が認められなくなる「マルチマルチクレーム」という呼び方は、米国におけるこのような呼び方を参考にしているのではないかと思われる。

＜マルチマルチクレームの例＞

特許庁のウェブサイトには次のような特許請求の範囲の記載がマルチクレーム、マルチマルチクレームの例として紹介されている。

<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/letter/multimultichecker.html>（マルチマルチクレームの制限について 令和4年3月 特許庁調整課審査基準室）

請求項1 Aを備える装置。

請求項2 更にBを備える請求項1記載の装置。

請求項3 更にCを備える請求項1又は2記載の装置。
(←マルチクレーム)

請求項4 更にDを備える請求項1～請求項3のいずれかに記載の装置。(←マルチマルチクレーム)

上記で請求項3は、請求項1、請求項2を択一的に引用している。このように「他の二以上の請求項の記載を択一的に引用する請求項」がマルチクレームと呼ばれる。

マルチクレームである請求項3は、「請求項1又は請求項2」と表現してこれらを択一的に引用しているので、一個の請求項であるにもかかわらず、

①AとCを備える装置(=請求項1を引用する請求項3)と、
②AとBとCを備える装置(=請求項2を引用する請求項3)
という2個の発明を特許請求していることになる。

次に、請求項4だが、これは、「請求項1～請求項3のいずれか」を引用する請求項であるので、上述したマルチクレームである請求項3と、それ以外の請求項1、2の中から択一的な選択を行う形式になり、「マルチクレームを引用する、他の二以上の請求項の記載を択一的に引用する請求項」ということでマルチマルチクレームと呼ばれる。

マルチマルチクレームである請求項4は、マルチクレームである請求項3を含めた3個のクレーム（請求項）を択一的に引用しているので、一個の請求項であるにもかかわらず、

③AとDを備える装置(=請求項1を引用する請求項4)、
④AとBとDを備える装置(=請求項2を引用する請求項4)、
⑤AとCとDを備える装置(=請求項3を引用している請求項3を引用する請求項4)、
⑥AとBとCとDを備える装置(=請求項2を引用している請求項3を引用する請求項4)
という4個の発明を特許請求していることになる。

＜4月1日以降の特許出願に課されるマルチマルチクレームの制限＞

上述したように、マルチマルチクレームである請求項4は、マルチクレームである請求項3を含めた3個のクレーム（請求項）を択一的に引用していることから一個の請求項であるにもかかわらず4個の発明を特許請求して審査を受け、4個の発明について特許権成立させることが可能になる。特許出願人にとっては便利な記載形式といえる。

しかし、特許庁審査官は、マルチマルチクレームが1個記載されているだけで、上述したように、多数の発明について特許性（新規性、進歩性など）を検討・判断しなければならない。マルチマルチクレームは審査の負担になっているといえる。

また、日本国特許庁が2020年に受け付けた特許出願は約29万件であるところ、中国、米国、韓国特許庁が受け付けた特許出願は、それぞれ、約150万件、約60万件、約23万件で、日本を除くこれらの特許出願大国では、上述したマルチマルチクレーム形式に制限が課されている。例えば、拒絶理由になったり、特許庁へ超過料金の支払いが求められる、等。このような諸外国の事情も考慮されたものと思われる。

＜マルチマルチクレーム制限の概要＞

本年4月1日以降の特許出願の特許請求の範囲にマルチマルチクレームが含まれている場合には特許請求の範囲の記載要件違反（特許法第36条第6項第4号（委任省令要件違反））の拒絶理由を受け、マルチマルチクレームの請求項及びこれを引用する請求項については、マルチマルチクレームに係る委任省令要件（特許法第36条第6項第4号）以外の特許要件（新規性や進歩性など）の審査が行われない、という対応がされる（マルチマルチクレーム制限に伴う特許・実用新案審査基準の改訂）。

更に、上述した請求項4の記載でマルチマルチクレームに係る委任省令要件（特許法第36条第6項第4号）違反の拒絶理由を受けた場合で、上述した③、④、⑤、⑥記載のように補正して拒絶理由を解消したときに、審査官が新規性、進歩性、等の特許要件について検討して、この補正が行われたことのみを原因として通知する拒絶理由は、新規性、進歩性、等の特許要件について一回目の検討で通知される拒絶理由であるにもかかわらず「最後」の拒絶理由とされることになる（マルチマルチクレーム制限に伴う特許・実用新案審査基準の改訂）。このため、この拒絶理由に対応するべく特許請求の範囲の補正を行なう際には、請求項の削除や、請求項記載の発明の限定的減縮しかできない、等の、最後の拒絶理由通知を受けた場合の特許請求の範囲の補正に課される制限を受けることになる。

また、本年4月1日以降の実用新案登録出願の実用新案登録請求の範囲にマルチマルチクレームが含まれている場合には基礎的要件（実用新案法第6条の2に規定する要件）を満たしていないとして補正命令を受けることになる（マルチマルチクレーム制限に伴う特許・実用新案審査基準の改訂）。

本年4月1日以降に特許出願、実用新案登録出願を行われる場合には、特許請求の範囲、実用新案登録請求の範囲の記載にマルチマルチクレームが含まれることが無いように注意する必要がある。

＜マルチマルチクレーム検出ツール＞

特許庁は、より適切にマルチマルチクレーム制限に対応できるよう、出願人及び代理人の便宜を考慮してマルチマルチクレーム検出ツール（外部と通信することなく動作するため、オンライン環境で利用可能）を提供している。詳細は特許庁HP

https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/letter/document/multimultichecker/multimultichecker_ver_1_1.zip

審 決 紹 介

本願商標「背中角栄」は、商標法第4条第1項第7号に該当しない、と判断された事例（不服2020-6682、令和3年12月22日審決）

1 手続の経緯

本願は、平成30年8月27日の出願であって、その手続の経緯は以下のとおりである。

令和元年8月6日付け：拒絶理由通知書

令和元年10月8日：意見書

令和2年1月28日付け：拒絶査定

令和2年5月17日：審判請求書の提出

2 本願商標

本願商標は、「背中角栄」の文字を標準文字で表してなり、第21類「竹ぐし、台所用へら、しゃもじ、すりこぎ、はし、はし箱、まな板、麺棒、ようじ、孫の手、はうき、ちりとり、靴べら」を指定商品として、登録出願されたものである。

3 原査定の拒絶の理由の要旨

原査定は、「本願商標は、「背中角栄」の文字を標準文字で表してなるところ、新潟県生まれの政治家であり、1972～74年に首相・自民党总裁を務めた周知、著名な政治家である「田中角栄」氏を容易に連想させる。そうすると、本願商標を、一私人である請求人の商標として登録することは、新潟県等の田中角栄氏のゆかりのある地域住民の感情を害するおそれがあり、田中角栄氏の名称を活用した観光振興や地域興盛などの施策の遂行を阻害するおそれがある。したがって、本願商標をその指定商品に使用することは社会公共の利益に反し、社会の一般的道徳観念に反するものというべきであるから、本願商標は、商標法第4条第1項第7号に該当する。」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

4 当審の判断

本願商標は、「背中角栄」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成文字は、同じ書体、同じ大きさをもって、等間隔に表されており、外観上まとまりよく一体のものとして把握し得るものである。

そして、「背中角栄」の文字は、一般的な辞書には載録がなく、また、特定の意味合いを有する語として知られているとも認められないものであって、たとえ、「田中角栄」氏が周知、著名な政治家であるとともに、かかる構成において、これに接する取引者、需要者が「田中角栄」氏を想起するとはい難く、構成全体で一本不可分の造語として認識するものとみるのが自然である。

そうすると、請求人が本願商標を出願し、登録を受けることが、地方公共団体や商工会議所等の公益的な機関による観光振興や地域興盛のための施策等に「田中角栄」の名称を利用することについて支障を生じさせるおそれがあるとはいひ難いものである。

また、当審において戦権をもって調査するも、当該文字を商標として採択、使用することが、「田中角栄」氏のゆかりの地とされる地域等の人々の感情を害するおそれや、同氏の名称を活用した観光振興や地域興盛などの施策の遂行を阻害するおそれがあると認め得る具体的な事情は、発見することができなかった。

そして、本願商標は、その構成自体が非道徳的、卑猥的、差別的、きょう敵又は他人に不快な印象を与えるような構成でないことは明らかであり、また、本願商標をその指定商品に使用することが社会公共の利益に反し、社会の一般的道徳観念に反するものともいえない。

また、本願商標は、他の法律によって、その商標の使用等が禁止されているものではないし、特定の国若しくはその国民を侮辱し、又は一般に国際信義に反するものでもない。

さらに、本願商標の登録出願の経緯に社会的相当性を欠くものがあり、登録を認めることが、商標法の予定する秩序に反するものとして到底容認し得ない

ような場合に該当すると認めるに足る具体的な事実も見いだせない。

したがって、本願商標が商標法第4条第1項第7号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、妥当ではなく、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

本願商標「遺品整理人」は、商標法第3条第1項第3号に該当しない、と判断された事例（不服2021-891、令和4年1月14日審決）

1 本願商標及び手続の経緯

本願商標は、「遺品整理人」の文字を標準文字で表してなり、第37類に属する願書記載のとおりの役務を指定役務として、令和元年5月16日に登録出願されたものである。

本願は、令和2年6月1日付けで拒絶理由の通知がされ、同年7月28日に意見書及び手続補正書が提出され、同年8月18日付けで審査官通知が通知され、同年9月15日に意見書及び手続補正書が提出され、最終的に指定役務が第37類「住宅内の清掃、ハウスクリーニング、エアコンディショナーの清掃、台所・トイレ・浴室・浴槽・洗面化粧台・押入れ又は下駄箱の清掃、住宅の清掃」と補正されたが、同年10月22日付けで拒絶査定がなされ、これに対して同年11月22日に拒絶査定不服審判の請求がなされたものである。

2 原査定の拒絶の理由の要旨

原査定は、「本願商標は、「遺品整理人」の文字を標準文字で現してなるところ、その構成中の「遺品」の文字は、「故人が残した品物」の意味を有するものであり、全体として、「故人が残した品物を整理する人」などの意味合いを認識せるものである。そして、「遺品整理人」の文字が、上記意味合いを表すものとして使用されている実情がある。そうすると、本願商標は、これをその指定役務に使用したときは、これに接する取引者、需要者に、「故人が残した品物を整理する人による役務」又は「故人が残した品物を整理する人に関する役務」であることを理解させるにすぎないというのが当然であるから、役務の質を普通に用いられる方法で表示する標章のみからなるものと認められる。したがって、本願商標は、商標法第3条第1項第3号に該当する」旨認定、判断し、本願を拒絶したものである。

3 当審の判断

本願商標は、「遺品整理人」の文字を標準文字で表してなるところ、当該文字は、同じ書体、同じ大きさ、同じ間隔をもって、外観上まとまりよく一體的に表してなるものである。

そして、本願商標を構成する、「遺品」の文字は「故人が残した品物」を、「整理」の文字は「乱れた状態にあるものをととのえ、秩序正しくすること。不必要なものを取り除くこと。」を、「人」の文字は「ひと」と、それぞれ表す語（いずれも出典：広辞苑第七版、岩波書店）であって、「遺品整理人」の文字が、原審において説示した意味合いを使用されている事例が散見されるとしても、本願指定役務との関係においては、役務の質を直接的かつ具体的に表示したものとして直ちに理解されるとはいい難い。

また、当審において戦権をもって調査するも、本願の指定役務を取り扱う業界において、「遺品整理人」の文字が、役務の質を直接的に表示するものとして取引上一般に使用されている事実は発見できず、さらに、本願商標に接する取引者、需要者が、当該文字を役務の質を表示したものと認識するというべき事実も発見できなかつた。

そうすると、本願商標は、その指定役務との関係において、役務の質を表示するものとはいえず、自他役務を識別する機能を果たし得るものというべきである。

したがって、本願商標が商標法第3条第1項第3号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

お し ら せ

◎商標権存続期間更新登録申請

今月から存続期間更新登録申請の手続き可能期間に入る商標権
(おおよそその範囲となります)詳しく述べ特許庁HPでご確認下さい。

昭和37(1962)年	商標登録第596102号～第598269号
〃 47(1972)年	商標登録第978603号～第982985号
〃 57(1982)年	商標登録第1537056号～第1543069号
平成4(1992)年	商標登録第2451602号～第2462497号
平成14(2002)年	商標登録第337141号
平成14(2002)年	商標登録第4600833号～第4608848号
平成24(2012)年	商標登録第5519108号～第5525653号

各年の9月1日～9月30日までに設定登録された商標権

●この手続期間は、商標権の存続期間満了前6ヶ月から期間満了日までとなっており、存続期間は通常設定登録の日から10年間になります。
更新登録申請について疑問点などがございましたならば、お知らせ下さい。

(明治、大正時代に設定登録された商標権につきましてはお問い合わせ下さい)

◎特許出願の審査請求期限について

特許出願は出願手続と別個に、審査請求手続を行わなければ特許庁審査官による審査を受けることができません。審査請求可能な期間は出願日から3年です。この期間に審査請求されなかった特許出願は取り下げたものとみなされます。

令和元年5月中旬の特許出願については速やかにチェックされ、必要なものは4月中に審査請求されるようお勧めします。

審査請求の際には特許庁へ審査請求料(特許印紙)を納付します。ご不明の点がございましたならばお問合せください。

◎特許、商標の出願状況(推定)

	特 訸	商 標
令和4年1月分	19,489	12,899
前 年 比	100%	98%

詳しく述べ特許庁HPでご確認下さい。

http://www.jpo.go.jp/shiryou/toukei/syutugan_toukei_sokuho.htm